

地球温暖化対策計画書

平成23年8月5日

（提出先）
横浜市長

住所 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

氏名 法務大臣
江田 五月

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第144条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 地球温暖化対策事業者等の概要

事業者の氏名又は名称 （代表者の氏名）	法務省				
	法務大臣 江田 五月				
事業者の主たる 事業所の所在地	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号				
主たる事業の業種	大分類	S 公務（他に分類されるものを除く）			
	中分類	9 7 国家公務			
該当する 事業者の要件	☒	条例施行規則（以下「規則」という。）第89条第1項第1号該当事業者			
	☐	規則第89条第1項第2号該当事業者			
	☐	規則第89条第1項第3号該当事業者			
	☐	地球温暖化対策事業者以外の事業者（任意提出事業者）			
	原油換算エネルギー使用量		2,538	k l	自動車の数

2 計画期間

平成22年度	～	平成24年度
--------	---	--------

3 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針

法務省においては、「法務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいて、エネルギー使用の合理化について適切かつ有効な実施を図っているところ、平成20年の省エネ法の改正により、庁舎ごとのエネルギー管理から事業者全体としてのエネルギー管理が求められることになったことから、「法務省におけるエネルギー使用の合理化に関する取組方針」を定めて、エネルギー管理をより適切に実施して省エネルギー活動を一層効果的に推進することに努めることとしている。

4 推進体制

別紙のとおり。

5 公表の方法等

ホ ー ム ペ ー ジ	アドレス	http://www.moj.go.jp/
窓 口 で 閲 覧	閲覧場所	
	所在地	
	閲覧可能時間	
冊 子	冊子名	
	入手方法	
そ の 他		

細則第37号様式（第2条第48号）
（総括票）

6の1 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況（第1号及び第2号該当事業者）

基準年度 (平成21年度)	基準排出量	4,695	t-CO ₂			基準原単位		t-CO ₂ /	
	調整後	4,430	t-CO ₂			目標原単位		t-CO ₂ /	
目標年度 (平成24年度)	目標排出量	4,554	t-CO ₂	削減率	3.0	%	削減率		%
排出の抑制に係る目標の設定の考え方	「法務省におけるエネルギー使用の合理化に関する取組方針」のもと、エネルギー管理をより適切に実施して省エネルギー活動を一層効果的に進め、省エネ法で要求されている年1パーセントの効率化を進める。また、「法務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」においては、目標年度である平成22年度から平成24年度にかけて総排出量の平均を平成13年度比で8.1パーセント削減することを目標としていることから、同計画に基づいて横浜市内の事業所についても、年1パーセントの削減を目標に地球温暖化防止に努めることとする。 （具体的な削減策） ・業務に支障のない範囲において照明器具の消灯を実施 ・冷暖房機器の適正な温度設定による運用 等								
その他ガス削減目標、事業者全体としての目標等									

6の2 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況（第3号該当事業者）

基準年度 (年度)	基準排出量		t-CO ₂			基準原単位		t-CO ₂ /	
	調整後		t-CO ₂			目標原単位		t-CO ₂ /	
目標年度 (年度)	目標排出量		t-CO ₂	削減率		%	削減率		%
排出の抑制に係る目標の設定の考え方									
その他ガス削減目標、事業者全体としての目標等									

7 事業所等における温室効果ガスの排出状況

事業所等の規模 (原油換算エネルギー使用量)	基準年度	
	事業所等の数 (所)	排出量の合計 (t-CO ₂)
3,000k l 以上		
1,500k l 以上 3,000k l 未満		
500k l 以上 1,500k l 未満	1	2,059
500k l 未満	17	2,636
合計	18	4,695

8 自動車における温室効果ガスの排出状況

自動車の区分	基準年度	
	台数 (台)	排出量の合計 (t-CO ₂)
普通貨物自動車		
小型貨物自動車		
大型バス		
マイクロバス		
乗用自動車		
合計		
低公害かつ低燃費な車の 導入割合 (%)		%

9 重点対策の実施状況

重点対策			基準年度	計画期間	備考
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	実施中	計画化	計画期間内に実施予定
	2	主要なエネルギー使用設備の更新等の検討	未実施	計画化	計画期間内に実施予定
	3	機器管理台帳の整備	未実施	計画化	計画期間内に実施予定
	4	照明設備の運用管理	実施中	計画化	計画期間内に実施予定
	5	エネルギー使用量の把握	実施中	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	6	各種図面の整備	未実施	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	7	外気導入量の適正管理	非該当		特定建築物に該当しない 対象事業所 横浜刑務所
	8	フィルター等の清掃	未実施	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	9	ポンプ、ファン及びブロワーの適正な流量管理	未実施	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	10	変圧器の需要率管理、効率管理	未実施	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	11	室内温度の適正管理	未実施	計画化	計画期間内に実施予定
	12	地下駐車場の換気管理	非該当		地下駐車場なし
	13	照明設備の高効率化	未実施	計画化	計画期間内に実施予定
	14	事務所機器の待機電力管理	実施中	計画化	計画期間内に実施予定
	15	機器性能管理	実施中	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	16	冷凍機の冷水出口温度管理	実施中	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	17	燃焼設備の空気比管理	実施中	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	18	排出ガス温度の管理	実施中	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	19	蒸気配管のバルブ等の保温	実施中	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	20	工業炉表面の断熱強化	実施中	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	21	コンプレッサの吐出圧の適正化	実施中	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
	22	コンプレッサの吸気管理	実施中	計画化	平成24年2月ころまでに実施予定 対象事業所 横浜刑務所
第3号該当事業者	23	推進体制の整備			
	24	自動車の適正な使用管理			
	25	エネルギー使用量等に関するデータの管理			
	26	エコドライブ推進体制の整備			
	27	自動車の適正な維持管理			

細則第37号様式（第2条第48号）
（総括票）

10 再生可能エネルギー利用設備等の導入状況

番号	設備機器の種類	導入年度	性能等	備考
1				
2				
3				
4				
5				

11 クレジット等に関する取組状況

番号	種 類	年度	オフセット対象範囲	特定温室効果ガス換算量	備考
1	電気の使用	平成21年度	東京電力から受電した事業所からの排出量の一部	265tCO ₂	東京電力
2					
3					
4					
5					

12 その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況

基準年度までの対策	
計画期間内に実施する対策	

13 計画等に対する自己評価

--

地球温暖化対策計画書

1 事業所等の概要

事業所等の名称	横浜刑務所					
事業所等の所在地	神奈川県横浜市港南区四丁目2番2号					
事業所等の建物管理、エネルギー管理に関する状況等	延床面積	17,123	㎡	原油換算エネルギー使用量	949	kl
	事業所等の区分	事務所		所有形態	所有（オーナー）	
	エネルギー管理権原	一部有り		使用形態	全て使用	
	業種：官公庁 法務省所管の施設等機関					

2 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針

法務省において制定されている、「法務省におけるエネルギー使用の合理化に関する取組方針（通知）」に基づき、エネルギー管理をより適切に実施して省エネルギー活動を一層効果的に推進することとし、設備の新設及び更新に当たっても、基本方針を踏まえつつ、技術的かつ予算上対応可能な範囲内において、その実現に努めるものとする。

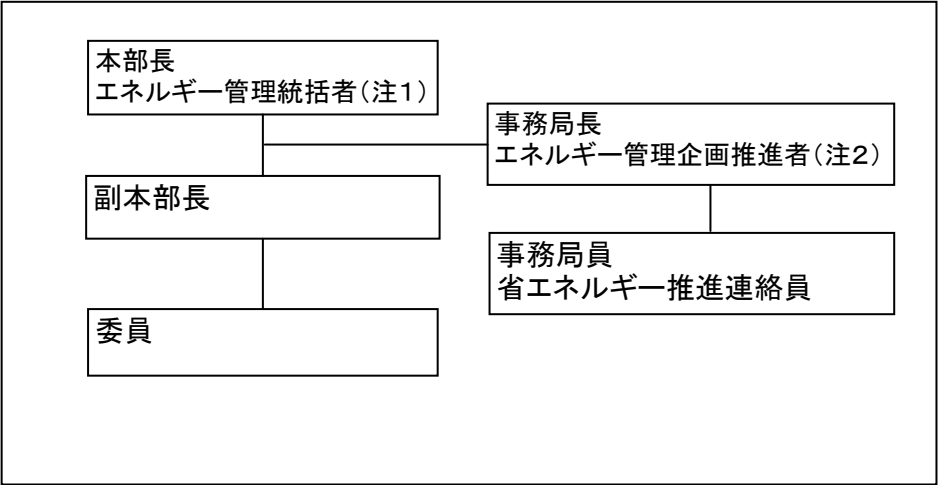
3 推進体制

別紙のとおり。

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況

基準年度 （平成21年度）	基準排出量	2,059	t-CO ₂	基準原単位		t-CO ₂ /	
目標年度 （平成24年度）	目標排出量	1,997	t-CO ₂	目標原単位		t-CO ₂ /	
		削減率	3.0	%		削減率	%
排出の抑制に係る目標の設定の考え方	「法務省におけるエネルギー使用の合理化に関する取組方針」に基づき、エネルギー管理をより適切に実施して省エネルギー活動を一層効果的に進め、また、「法務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」において、目標年度である平成22年度から平成24年度にかけて総排出量の平均を平成13年度比で8.1パーセント削減することを目標としていることから、同計画に基づいて当所についても、年1パーセントの削減を目標に地球温暖化防止に努めることとする。						

総括票 4 推進体制



(注1) エネルギー管理統括者(大臣官房長)を計画管理責任者とする。
(注2) エネルギー管理企画推進者(大臣官房秘書課補佐官(総務法令担当))を計画推進責任者及び技術管理者とする。

個別票 3 推進体制

